

南アフリカの身体返還運動をめぐる アーカイバル・ヒストリー —越境し、連鎖する記憶の制御は可能か—¹⁾

清原 和之

はじめに

20世紀末から現代にかけて、ヨーロッパ各地の博物館に納められた遺物に対する非西欧世界からの返還要求が頻発しているが、なかでも「ホッテントットのヴィーナス」と呼ばれたコイコイ人女性サラ・バルトマン(1770年代(1789)–1815)²⁾をめぐる身体返還運動はイギリス、フランス、南アフリカの当事国間を越えてグローバルな反響をもたらした稀有な事例

1) 本稿は、2016年6月4日に開催された第32回 学習院大学史学会大会にて報告した原稿に、加筆・修正をほどこしたものである。

2) サラ・バルトマンの生没年をめぐるのは、1815年にサラがパリで没した際、その遺体を解剖したジョルジュ・キュヴィエによって「彼女は26歳であると信じていた」と記されたため、バルトマンの生年は1789年とされてきたが(S. L. Gilman, “Black Bodies, White Bodies: Toward an Iconography of Female Sexuality in Late Nineteenth-Century Art, Medicine, and Literature”, in H. Gates ed., “Race”, *Writing and Difference*, University of Chicago Press, 1986, pp. 223–261; R. Holms, *African Queen: The Real Life of Hottentot Venus*, Random House, 2007. 等)、近年の研究では、パリの人類博物館の彼女を収納したケースのラベルには彼女が38歳で死亡したと記されていること、また、10代後半で妊娠していたことを示唆する記録などを根拠に、その生年を1770年代半ばとする説が唱えられている(Cape Archives (CA) ZI 1/25 2431/12/1: Cape Papers: Correspondence, Reports and Legal Papers Concerning the Female Saartje’s Departure to and Exhibition in England, 1810–11. Microfilm of records located in the Public Records Office of Northern Ireland, in C. Crais and P. Scurry, *Sara Baartman and the Hottentot Venus: A Ghost Story and A Biography*, Princeton University Press: Princeton and Oxford, 2009, p. 184, 209.)。

である。本稿では、この事例をアーカイブズ学的視点からとらえ直し、出来事の記録と記憶はいかに管理されるのか、という問題について考察していきたい。

バルトマンの身体返還運動が生じてくる1990年代以降の南アフリカは、「アーカイブズ」に対する認識が根本的に変容してくる時期に当たっていた。本稿はこの同時期に生じた現象に連関性を見出し、出来事の記憶の制御をめぐる問題系に対して、アーカイブズ学からの応答を加えるものであるが、本論に入る前に、南アフリカとアーカイブズとの関係について触れておきたい。

アーカイブズ学では一般的に、資料としてのアーカイブズを、業務上の過程、あるいはその結果として、「自然に、有機的に」形成され、保管される記録であるとし、それゆえに、アーカイブズ資料は必ず、業務や法関係の管理を反映する「かたまり」として蓄積されるものである、と捉えられてきた³⁾。そして、「かたまり」としての資料を維持管理するために、アーカイブズ学では、フォンド尊重の原則や出所原則、原秩序維持の原則といった諸原則の下に、アーキビストの業務が行われてきた。例えば、「アーカイブズ記述の国際的一般標準 ISAD (G)」と呼ばれるメタ情報記述の国際標準⁴⁾では、アーカイブズ資料を「まとまり」、「群」として把握した上で、フォンド、シリーズ、ファイル、アイテムというように、階層構造の中で位置づけ、資料を生み出した組織と業務の構造を保持するという考え方がとられてきた。こうした考え方の下で、単一の出所から生み出された資料群の作成者、機能、資料同士のコンテキストが保持されるとされてきたのである。

しかしながら、南アフリカでは、こうした「かたまり」としての資料の

3) Peter Walne ed, *Dictionary of Archival Terminology/ Dictionnaire de terminologie archivistique*, K・G・Saur, 1988, p. 22.

4) ICA, *ISAD (G), General International Standard Archival Description*, Second ed., 2000.

秩序をアーキビストがそのままの形で保持し、利用者に提供するというあり方が根本的に問われることとなった。というのも、アパルトヘイト期において、アーカイブズは権力と支配の道具とされ、支配者側の歴史の形成とマイノリティの語りの抑圧に寄与するものであり、その裏返しとして、体制移行期には、体系的な資料破棄が生じることとなったためである。こうしたなかで、アーカイブズは本当に過去の事実を反映したものであるのか、出来事と記録の関係性はいかなるものであるのかが問われ、南アフリカの主導的なアーキビストであるヴァン・ハリスは、遺されたアーカイブズは事実を反映した鏡ではなく、そのプロセスにおいて歪められてきた「ガラスの破片」であると主張することとなる⁵⁾。こうした認識の下で、南アフリカでは、資料を作成したのは誰か、管理したのは誰か、保存のために選別したのは誰か、利用可能にしたのは誰か、過去を記述するために利用したのは誰か、という資料の伝達プロセスを探求することの重要性が強く意識されてきている。また、過去の人権侵害を調査し、その全体像を明らかにする目的で立ち上げられた南アフリカ真実和解委員会では、多くの証言記録が収集されたのだが、ここでも、従来文書資料を重視してきたアーカイブズ学の問い直し、書かれたものとオーラルなもの、記憶と記録の関係をめぐる問題の再考が迫られることとなった。こうしたなかで、南アフリカでは、アーカイブズ資料は、「自然に」残されたものではなく、多くの行為者の関与によって生成されるもの、として捉え直されてきている⁶⁾。

このような資料の伝達プロセス、すなわち、遺された資料は誰によって、

5) V. Harris, "The Archival Sliver: Power, Memory and Archives in South Africa", *Archival Science* 2, 2002, pp. 63-86.

6) こうした認識は南アフリカに特有のものというわけではなく、ポストモダンの影響を受けた近年のカナダやオーストラリアをはじめとするアーカイブズ界全体の傾向であり（例えば、Victoria Lane and Jennie Hill, "Where do we come from? What are we? Where are we going? Situating the archive and archives", Jennie Hill ed., *The Future of Archives and Recordkeeping: A Reader*, facet publishing, 2011, pp. 3-22.）、そうした影響が南アフリカにも浸透してきているとするのが正確であろう。

どのように生成され、伝来してきたのかを探究する領域として、近年、アーカイブズ学では「アーカイバル・ヒストリー」(Archival History) という領域が新たに注目されている⁷⁾。アーカイバル・ヒストリーとは、資料がアーカイブズ機関に入る前・後の「レコードの来歴」を調査し、資料が作成され、管理され、選別され、移管され、保存され、利用されるプロセスを跡付けることを意味し、断片的に残された資料や、近年の電子記録の不確実性の高まりに対して、レコードを確かなコンテキストの下に位置づけることに役立つものとして理解されてきている。本稿では、このようなアーカイバル・ヒストリーという概念を用いて、サラ・バルトマンの身体返還運動を分析していくが、その際の分析のツールとして、レコード・コンティニューム理論を取り上げる。レコード・コンティニューム理論とは、資料の生成から組織を離れた公共空間で新たな歴史的価値を持つまでのすべてを一つの過程として統合的に理解するもので、この理論は、行為者の行為と出来事の痕跡としての資料をめぐるプロセスとコンテキストの管理を志向し、その対象は実務資料に限定されず、図書資料、博物館資料など、あらゆる社会的テキストに適用可能であることがその特徴であるといえる⁸⁾。それゆえ、今回取り上げる博物館に納められた遺物を分析していく際には特に有効であろう。

以上のような分析概念を用いて、本稿では、まず、南アフリカにおけるアーカイブズ管理の変遷をたどり、アパルトヘイト期の資料管理の結果として「破片」として遺されることとなったアーカイブズに対して、それを新たな観念によってとらえ返し、そこから資料管理における別様の可能性が見出され始めている現在の状況について概観する。次に、プロセス志向

7) T. Cook, "The Archive(s) is a Foreign Country: Historians, Archivists, and the Changing Archival Landscape", *The Canadian Historical Review* 90 (3), 2009, pp. 497-534. また、L. Duranti and P. C. Franks ed., *Encyclopedia of Archival Science*, Rowman & Littlefield; Lanham, Boulder, New York, London, 2015 の 'Archival History' の項 (pp. 53-58) も参照。

8) 岡崎敦「現代アーカイブズ理論と西洋中世史料論研究」、『西欧中世文書の史料論的研究 平成 23 年度研究成果年次報告書』、85 頁。

の資料管理のためのモデルとしてのレコード・コンティニウム理論の概要を把握し、この理論を資料と記憶との関係性のなかで捉え、資料のメタレベルにおける、意味が重層的に連なり、絶えずコンテクスト化され、再コンテクスト化されるプロセスを記述しうるものとして解釈していく。最後に、サラ・バルトマンの身体の遺物返還運動を事例として取り上げ、その遺物をめぐるアーカイブズ史的分析を通して、その資料がたどるプロセスを跡づけ、様々な行為者によって資料に意味が付与され、多様な記憶が構築されるなかで、その資料をコンテクスト化する意味とは何か、また、多元的な記憶の制御の可能性について考察していく。

1. 南アフリカにおけるアーカイブズ管理と「アーカイブ」の再成形

まず、アパルトヘイト期の南アフリカにおけるアーカイブズ管理とはいかなるものであったのか、その実態を概観しておきたい⁹⁾。アパルトヘイトとは、アフリカーナーと呼ばれる少数派白人による大多数のアフリカ人を管理し、弾圧する人種差別政策を指し、南アフリカでは、この体制がアフリカーナー民族主義を掲げる国民党が政権を獲得した1948年からネルソン・マンデラが大統領となる1994年まで維持されてきた。こうした支配体制に対して、アフリカ民族会議やパンアフリカニスト会議などの反差別組織による抵抗運動が繰り広げられ、当初、非暴力的な手段による変革を目指していた反体制派の組織も政府による抑圧の強まりによって暴力的な闘争へと変質していくこととなる。アパルトヘイト期には、このような人民に対する抑圧と支配の道具としてアーカイブズは機能してきた。アパルトヘイト体制は、選挙権や土地所有、教育、性、結婚などの領域に及ぶ多数の人種差別法の制定、抑圧立法による警察権限の強化、公行政の白人

9) 以下、この段落のアパルトヘイト体制についての概要は、Harris, op. cit., pp. 66-70. および、阿部利洋『紛争後社会と向き合う南アフリカ真実和解委員会』京都大学出版会、2007年、29-46頁に依拠した。

による独占、教育制度の管理、テレビ・ラジオの統制、公的な記憶機関（図書館、博物館、美術館、史跡、公文書館）の設置によって機能し、その結果、人種隔離、雇用、運動、結社、余暇、文化、スポーツまで、市民生活のあらゆる領域が監視され、抑圧的な体制が構築されていったのだが、その要としての巨大な行政機構による支配は、治安警察と諜報機関による監視活動の記録によって、また、アパルトヘイトに反対する個人や組織から押収された膨大な記録によって補完され、法と連動して情報統制が敷かれ、市民の情報へのアクセスは著しく制限されてきた。そして、このアパルトヘイト体制にとって、不都合な公的記録の選択的破壊こそが治安維持の最も効果的なツールであった、とハリスは指摘する¹⁰⁾。このことを象徴する出来事として、アパルトヘイト体制末期の1990年から1994年にかけては、政権交代を予期した軍や警察内部で体系的な資料破棄と証拠隠滅が行われ、すべての治安警察によって押収されたアパルトヘイトに反対する個人や団体の記録も1994年の総選挙前に破棄されたのであった。

それでは、このころのアーカイブズ・システムはどのように機能していたのであろうか。南アフリカでは植民地期の影響から、1922年には公的アーカイブズ法が制定され、政府アーカイブズ事業部（the State Archives Service, 以下 SAS）という組織が中央と地方の各所に設置された。しかし、1953年までは、公文書は政府部門の保管庫で管理され、SASは中央政府と州政府部門のアーカイブズとして、もっぱら、非公的レコード、すなわち、非政府組織、政治団体、運動団体やそのリーダーの記録から、個人の日記や手紙まで、政府によって生み出されたもの以外の、あらゆる全ての記録を収集してきた。そして、1962年にアーカイブズの価値を持つ政府の記録は30年経過後にSASに移管すべきことが定められたアーカイブズ法が制定され、SASには現用記録管理の権限も付与されることとなった。

10) Harris, Ibid, p. 70.

こうしたSASのアーカイブズ業務に対して、ハリスは大要次の3つの問題点を指摘している¹¹⁾。まず第一に、SASの利用者サービスは全ての人に無料で提供されたが、多くのアフリカ人は教育を不十分にしか受けておらず、文盲率の高さと都市からの物理的隔離によってほとんどアクセスできない、という物理的な障壁が存在したこと、第二に、SASによるレコード・マネジメントの機能はアパルトヘイトの行政全体に寄与したが、移行期における原局の大量の記録破棄をもたらしたことに示されるように、アーカイブズ機関、および、アーキビストの独立性が著しく欠如していたこと、第三に、閲覧室は人種別に隔離され、さらには、治安警察と共謀した白人アフリカーナー職員によって利用者の監視行為が行われていたという。そして、現用記録を管理する権限を持ったSASであったが、その評価者は、調査研究者にとって有用だと思われる記録とは何か、という視点から評価選別を行い、その結果、アパルトヘイトによって抑圧された人々の経験が記された公文書は一切残されず、非公的記録の収集資料にも、反アパルトヘイト闘争の記録、黒人の経験が記された記録、女性や周縁的人々の声はほとんど残されなかったといわれる。こうした結果を招いた要因は、SASのアーキビストによる恣意的な収集ポリシーにあり、ハリスの言によれば、それはもっぱら白人アフリカーナー中心の歴史編纂のために行われた行為であった。すなわち、アパルトヘイト期のアーカイブズ・システムとは、白人によってコントロールされ、白人によって生み出された記録が保存され、白人利用者のためにサービスが提供されるような、体制側の意向に非常に従順なシステムであり、記録の作成者、管理者、アーキビスト、そして、利用者までもが相互に依存しあい、支配に適合的な公的記憶を構築、維持、再生産するシステムであったのである¹²⁾。

こうしたアパルトヘイト期のアーカイブズ・システムによって、支配と抑圧の証拠は隠滅され、反体制派の人々の記録もその多くが失われたこと

11) Ibid, pp. 71-73.

12) Ibid, p. 74.

から、ポスト・アパルトヘイト期には、生存者や被害者、そして、加害者の語りを記憶する試みが多くなされていくこととなる。その最も大規模なものが、1995年から2000年にかけて実施された南アフリカ真実和解委員会（Truth Reconciliation Commission of South Africa, 1995～2000, 以下TRC）による公聴会で、「社会を癒し過去の繰り返しを回避すること」を目標とし、「隠蔽され抑圧されたアパルトヘイト時代の事実を明らかにして記録を残すこと、その過程で規定をみたした加害者に特赦を与えること」を目的に掲げ、その活動が実施されてきた。このTRCの活動によって、南アフリカ全土で2万1300人が証言を行い、また、TRCは証人および関係者から聞き取りを行い、これにより膨大な量の証言録が収集されることとなった¹³⁾。また、証言録のほかに、裏付けに用いられた「書籍、証書、書類、証拠物件、メモ、および、タイプライタあるいは電子機器ないし情報を記録・保存・文書化するその他の媒体を用いて制作された記録またはプリントアウトされた用紙」¹⁴⁾なども収集対象とされ、それらは現在、南アフリカ国立公文書館で保管されている。しかしながら、こうした膨大な情報の整理・管理は「国軍諜報部と共同で行われるようになっていく」、とハリスが指摘するように¹⁵⁾、体制移行後も、アーカイブズの体制はアパルトヘイト期の相互依存体質を引き継いできていた。また、2000年に情報アクセス促進法が制定されるなど、アカウントビリティや透明性の重要性が認識され、電子記録管理も徐々に進められてきているが、ここでも問題となったのは、法を実行する主体の意識の低さ、電子記録を長期的に維持管理できない主体の存在などのアーカイブズを取り巻く行為者の問題であった。こうした状況を打開するために、ハリスは「レコードメイキング」(recordmaking) という概念を提示している¹⁶⁾。レコードメイ

13) 阿部、前掲、53、55頁。

14) Promotion of National Unity and Reconciliation Act, No.34 of 1995.

15) 阿部、前掲、142頁。

16) V. Harris, “Ethics and electronic recordmaking”, Julie Mcleod and Catherine Hare ed., *Managing electronic records*, facet publishing, 2005, pp. 115-128.

キングとは、「記録作成者、管理者、アーキビスト、ユーザー等がレコードの意味と重要性をめぐる交渉し、競合し、語り合う場」であるとされ、レコードに関わる多様な主体、「当事者や第三者、市民がレコードをめぐる複数の解釈を提示するだけでなく、レコードへのアクセスが保証された環境づくりにも民主的に参加していくこと」の必要性が訴えられている。すなわち、レコードメイキングとは、資料の作成から管理、保存、処分、利用に至るプロセスの一貫性を指して用いられているレコードキーピング(recordkeeping)¹⁷⁾とは対をなす概念、行為に重点を置いたレコードに関与する様々な行為者の関係性、主体性、共同性を包括する概念として捉えることができよう。

こうした資料と行為主体の関係性が問い直されていく一方で、アパルトヘイト期には多くの個人の活動を記した記録や私的な文書が押収され、体制移行期に廃棄されたため、ポスト・アパルトヘイト期には生存者の過去の記憶を記録する作業が各処で進められていくこととなった。このようなローカルなコミュニティ・レベルで主導され、文書、写真、音声記録、映像、視覚作品、遺跡など、広範な「記憶の痕跡」が収集されることとなった記憶プロジェクトの広がりによって、南アフリカにおいて「アーカイブズ」という言葉は、従来の文書記録に留まらない柔軟な概念として捉え直されてきている¹⁸⁾。さらに、「アーカイブ」という単数形の言葉は、単に「遺された過去の資源」を意味するのではなく、「過去について考え、判断する時に引き出すことが可能なものとして歴史的に規定された過去の知の限られた総体」¹⁹⁾として捉えられている。すなわち、過去についてのあらゆる資料は限定されたものであるが、そうした限定された資料を過去につ

17) Recordkeeping の定義については、さしあたり以下を参照。Glossary of Records Management Terms. Canberra: National Archives of Australia, 2007. <http://www.naa.gov.au/records-management/publications/glossary/index.aspx#r>

18) Anthea Josias, "Toward an understanding of archives as a feature of collective memory", *Archival Science* (11), 2011, pp. 95-112.

19) The Archival Platform, *State of the Archives: An analysis of South Africa's national archival system, 2014*, University of Cape Town, 2015, p. 14.

いて考え、判断する時に引き出すことが可能なものとして位置づけなおすこと、断片的なものをコンテキスト化することで知の資源とすることを示す概念として、能動的に意味づけ直されているのである。この「アーカイブ」という新たな概念は、ネルソン・マンデラという個人に関連するあらゆる有形・無形のモノをコンテキスト化し、無限に広がる場として構想するネルソン・マンデラ・アーカイブを要約した次の言葉に集約されている。

困習的なアーカイブは単一の場と有限の文書を保持するが、マンデラ・アーカイブは無限のものであり、無数の場に位置づけられる。それはまた、文書に制限されるのではなく、遺跡、景観、物質的なモノ、パフォーマンス、写真、芸術作品、語り、個人の記憶を含むものである²⁰⁾。

また、ドイツ植民地期の膨大な写真コレクションを保存してきたナミビア国立公文書館でも、近年新たな試みが始められている²¹⁾。すなわち、膨大な写真資料はオリジナルプリントの生成後、再生産、流布、収集、保存され、そのそれぞれの段階で、キャプションが付され、脱コンテキスト化され、再コンテキスト化されてきた可能性があるが、その資料に対する撮った行為者、撮られた対象者、その出来事の痕跡としての写真のコンテキスト、また、その後のアーカイブズ機関に至るまでの来歴はしばしば消失していた。そこで、公文書館に蓄積された写真を再び引き出し、過去の痕跡としての写真の出来事に関心を持つ多様な出自をもつ人々との間で対話を行い、個々の写真テキストを再コンテキスト化する試みがなされてきているのである。

20) Nelson Mandela Foundation, *A Prisoner in the Garden: Opening Nelson Mandela's Prison Archive*, Penguin Books, 2005, p. 35.

21) P. Hayes, J. Silvester and W. Hartmann, "Picturing the Past' in Namibia: The Visual Archive and its Energies", in C. Hamilton et. al. eds, *Refiguring the Archive*, Dordrecht; Kluwer, 2002, pp. 103-133.

こうした脱コンテキスト化され、断片化されたモノの来歴の探求と、アーカイブズ機関に遺された、コンテキストの失われた資料を現在に生きる人々の間で再コンテキスト化する試みは、アパルトヘイト期のアーカイブズ管理によって失われた意味の再付与、アーカイブを再成形する実践として捉えることができよう。

2. 集合記憶のコンティニューム

前章では、南アフリカにおけるアーカイブズ管理の諸問題とそこから立ち現れてきている新たな試み、すなわち、断片化された多様なモノ資料の来歴の探求と再コンテキスト化の実践が行われてきていることをみてきた。それでは、このような断片化された資料の来歴はいかに探査し、コンテキスト化することが可能であろうか。このような資料の意味の探求に有効なのが、記録のプロセスとコンテキストをメタレベルで管理することを志向するレコード・コンティニューム・モデルと呼ばれる理論である。オーストラリアのフランク・アップワードによって考案されたこのモデルでは、レコードはあるコンテキストにおいて固定されると同時に、生成の段階から絶えずその意味を変化させ続ける、という二重の性格で捉えられ、同時に、資料に意味を付与する諸主体の諸行為を明確に位置づけている点に特徴がある²²⁾。

このモデルに関する説明は別稿で詳述しているので²³⁾、ここでは要点のみ触れておきたい。まず、円形の4つの次元が、第1次元「生成」、第2次元「捕捉」、第3次元「組織化」、第4次元「多元化」と中心から外部

22) F. Upward, "Structuring the Records Continuum-Part One: Postcustodial principles and properties", *Archives and Manuscripts*, 24 (2), 1996 pp. 268-285; S. McKemmish, "Placing Records Continuum Theory and Practice", *Archival Science* (1), 2001 pp. 333-359.

23) 清原和之「アーカイブズ資料情報の共有と継承—集合記憶の管理を担うのは誰か」、九州史学会・公益財団法人史学会編『過去を伝える、今を遺す—歴史資料、文化遺産、情報資源は誰のものか』山川出版社、2015年、125-130頁。

に向けて配される。そして、垂直に交わる4本の軸は右が「行為軸」、左が「主体軸」、上が「証拠軸」、下が「レコードキーピング軸」と呼ばれる。この円と軸とが交わる16の交点は以下のように呼ばれる。

「生成」次元：「行為」、「行為者」、「表象された痕跡」、「文書」

「捕捉」次元：「活動」、「組織単位」、「証拠」、「記録」

「組織化」次元：「機能」、「組織」、「組織／個人記憶」、「アーカイブ」

「多元化」次元：「目的」、「制度」、「集合記憶」、「アーカイブズ」

この4つの次元について、説明を加える。「生成」次元では、行為者によってある行為が文書化される。「捕捉」次元では、組織単位における諸活動において、文書は証拠として記録化され、その諸活動に関わった当事者間で何らかの効力をもつ。この次元は、記録作成主体とその記録の対象者との間で何らかの権力関係が存在し、合意をめぐるせめぎ合いが生じる次元とみることができる。第3次元「組織化」では、ある文書が何らかの組織集団によって意味付けられ、組織記憶が形成される。この次元は、組織が記録を編成し、保持することで彼らの視点から記憶が構築され、それゆえ、組織の視点からの過去の想起と忘却が行われうる次元と考えられる。さらに、第4次元では、文書は組織の外部の第三者によって意味付けられ、組織と社会との折衝のなかで集合記憶が形成されていくものと考えられる。ここで留意したいのが、レコード・コンティニューム理論では、ある資料が段階をおってレコードからアーカイブズへと変化していくものとみるよりも、各々の次元ごとに行為の認証と合意形成をめぐるせめぎ合いの契機が存在しており、資料に関わる主体や行為によって異なる相貌を示しうるといふ点である。さらに、このモデルは、誰がどの地点から見るかによって様々に異なる見え方を表す多面的な見方を提示した点に特徴がある。

それでは、このモデルにおける集合記憶とは何を意味しているのか、もう少し掘り下げてみていきたい。レコード・コンティニューム理論は、その理論的な背景として、アンソニー・ギデンズの構造化理論からの影響を受けている²⁴⁾。構造化理論の中でもとりわけ重要なのが、相互行為にお

ける「構造の二重性」という概念である。ギデンズは構造を、行為者が相互行為を構成する際に用いる知識と資源のストックであり、社会的相互行為システムの制度的特性として考えられる規則と資源でもある、という二重の性格を持つものとして捉えている。すなわち、構造のなかから選び取られた知識と資源のストックによって行動が生み出され、その行動によって、構造の規則と資源が再生産される、というような構造と行為を相互依存の関係において捉える考え方である²⁵⁾。コンティニウム理論では、このような「構造の二重性」という概念を反映させて、第3、第4次元で形成された構造（組織的、社会的記憶）が、第1次元、第2次元における行為者の行為、相互行為に再帰的に影響していくものと考えられている。

以上のようなコンティニウム理論の理解は、当初、組織における業務上の記録に限定して考えられていたが、それを記憶の想起、共有、持続のプロセスとして捉え直したのがオランダのアーキビストであるエリック・ケテラルである。彼は広く、書かれたもの、オーラルなもの、日記、写真、絵画、景観、建物、記念碑、コモレーション、儀式、パフォーマンスを記憶テキストとして捉え、記憶の想起は記憶テキストと行為者との相互作用によって生起するものと理解している。そして、個人の記憶と集合記憶との関係を、個人の記憶はそのままでは希薄化していくが、他者や記憶テキストとの相互作用によって維持されると論じる。また、個人の記憶は記憶テキストを介した伝達、共有を通して集合的なものへと広がっていくプロセスとして理解できるが、集合記憶は固定された実体ではなく、世代間で、また、時代ごとに変質していくもの、すなわち、多元的な集合記憶（plural collective memories）として理解することができると指摘している²⁶⁾。

24) F. Upward, "Structuring the Records Continuum-Part Two: Structuration Theory and Recordkeeping", *Archives and Manuscripts*, 25 (1), 1997, pp. 10-35.

25) Anthony Giddens, *Central Problems in Social Theory*, University of California Press, 1976（友枝敏雄・今田高俊・森重雄訳『社会理論の最前線』ハーベスト社、1989年、53-103頁）。

それでは、記憶テキストはいかに生成され、他者やその他の記憶テキストとどのように結びつけられ、いかに集団やコミュニティ、あるいは、国家によって組織化され、新たな資源として利用され、集合記憶として再生産されていくのだろうか。次章では、こうした記憶のコンティニュームのたどるプロセスを、サラ・バルトマンという一人の女性の身体が博物館に納められ、その返還運動が巻き起こされることとなった事例からみていき、バルトマンの「身体」の来歴をアーカイバル・ヒストリーとして追跡していくこととしたい²⁷⁾。

3. サラ・バルトマンの「身体」をめぐるアーカイバル・ヒストリー

まず、南アフリカの先住民女性サラ・バルトマンがたどったその経緯を確認しておきたい。南アフリカの東ケープでコイコイ人女性として生を受けたサラは、彼女の突き出た臀部と特異な生殖器に目をつけたイギリス人船医ウィリアム・ダンロップとオランダ人農場主ヘンドリック・カーサルによって、1810年にロンドンに連れてこられ、「ホッテントットのヴィーナス」として大々的に喧伝され、ピカデリー 225 番地で見世物として展示公開されることとなる。そして、イギリス各地を巡業した後、1814年にパリに渡り、ここでも一人の動物調教師によって展示され見世物にされることとなるが、サラは1815年12月29日に梅毒か結核によって死亡する。しかし、サラの身体はその死後もなお展示され、生かされ続けることとなった。そこには当時のヨーロッパにおける博物学的好奇心が作用していた。すなわち、「ホッテントットのエプロン」と呼ばれたコイコイ人に特有の肥大した生殖器の存在は、自然なものなのか、それとも人工的に作

26) E. Ketelaar, "Sharing: Collected Memories in Communities of Records", *Archives and Manuscripts*, 33, 2005, pp. 44-61.

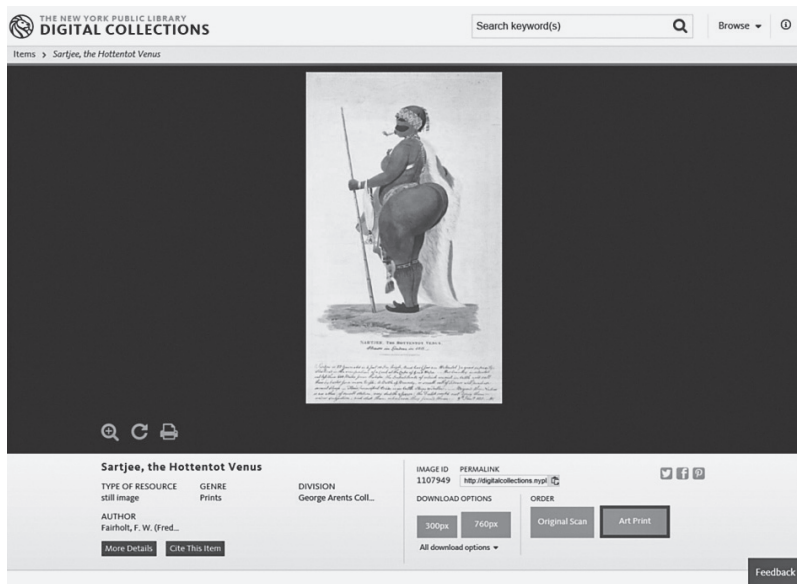
27) 同様に、レコード・コンティニューム理論を用いて複数の視点からの多角的な読解を試みたものとして、以下を参照。Barbara Reed, "Reading the Records Continuum: Interpretations and Explorations", *Archives and Manuscripts* 33 (1), 2005, pp. 18-43.

られたものなのかという点が古くからヨーロッパで論争となっており、その正体を解き明かすべく、比較解剖学者であったジョルジュ・キュヴィエによってサラの身体は解剖され、その後、彼女の性器はホルマリン漬けにされてパリの人類博物館 33 番ケースに保管され、後にサラの骨格標本と身体模型が制作され、「ホットントットのヴィーナス」として 1974 年まで公開展示され続けたのであった。しかし、1970 年代半ばには、フェミニストからの抗議を受け、「ホットントット」の骨格標本と身体模型は博物館の奥の物置にひっそりと収納されることとなる。しかし、その後、世界中で先住民の権利主張運動が高まる中、新たな展開が生じてくる。1995 年に、南アフリカのコイサン系組織などによるサラの身体返還運動が起こされ、それに呼応して類似した運動がいくつも続くこととなった。そして、ついに、2002 年にサラの身体は南アフリカに返還され、故郷とされる東ケープ・ガムトゥー峡谷の村ハンンキーに埋葬されることとなったのであった²⁸⁾。

このような経緯をたどったサラの「身体」をめぐるアーカイバル・ヒストリーを、レコード・コンティニューム理論の視点から改めて分析していこう。まず、サラが最初に連れてこられたイギリスの文脈では、合意の証拠をめぐるコンティニュームを描くことができる。当時のイギリスでは、1807 年に奴隷貿易が廃止され、奴隷制度反対という新たに生まれた社会的コンテクストが存在した²⁹⁾（コンティニュームの第 4 次元）。そうしたコンテクストのもとに、奴隷制廃止論者らによって、奴隷として扱われている「哀れな女性」を解放するよう抗議する新聞の投書記事が出される。その後、バルトマンの境遇をめぐる訴訟が起こされており、その裁判記録は王座裁判所によって「組織化」されている（第 3 次元）。その裁判

28) 以上の経緯については、井野瀬久美恵「解説 サラ・バルトマンは眠れない—ポストコロニアルにおける歴史小説の試み」、バーバラ・チェイス・リボウ著、井野瀬久美恵監訳『ホットントット・ヴィーナス ある物語』法政大学出版局、2012 年、461-484 頁、を参照。

29) 富山太佳夫『おサル系の譜学 歴史と人種』みすず書房、2009 年、162-189 頁。



図①

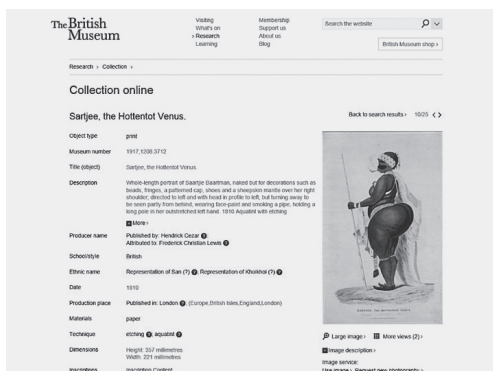
(Sartjee, the Hottentot Venus, The New York Public Library Digital Collections, <http://digitalcollections.nypl.org/items/510d47dc-8ad5-a3d9-e040-e00a18064a99>)

記録から、ダンロップとサラの合意を示した興行契約書の存在が知られ（第2次元、第1次元）、このサラの同意のもとに興行が行われていたことを示す文書を証拠として、原告の訴えは棄却されることとなった。この裁判記録はイギリス公文書館に存在しているが³⁰⁾（第4次元）、合意を示した契約の記録の存在は明らかとなっておらず、こうしたコンティニューアムの第2次元にあたる記録の不在の情報もコンテキストとして記述されるべきではないかと思われる³¹⁾。

また、バールトマンの身体をめぐる流れからは若干脱線するが、当時、

30) The National Archives (UK), KB 1/26/4 Records Regarding the Hottentot Venus, 21–28 Nov. 1810.

31) 「記録の不在」の「証拠」としての重要性については、以下を参照。Joanna Sasson, “Changing Phantoms in the Archives: The Australia House Photograph Collection”, *Archivaria* 50, 117–124.



図②

(Sartjee, the Hottentot Venus., The British Museum Collection Online, http://www.britishmuseum.org/research/collection_online/collection_object_details.aspx?objectId=1634795&partId=1&searchText=Hottentot+Venus&page=1)

イギリスでは、このサラ・バールトマンを題材にした風刺画が数多く描かれていた。そうした風刺画は現在、イギリスやアメリカ、南アフリカの主要な施設に保管されているが、それぞれの所蔵館の当該資料のメタ情報記述からも、興味深いことが読み取れる。まず、ニューヨーク公共図書館（The New York Public Library, 以下NYPL）デジタル・コレクションのなかに、『サーチェ、ホットントット・ヴィーナス』という一枚のデジタル公開画像が存在している（図①）。この資料は、「タバコとその歴史、協会」と題されたジョージ・アレントという人物のコレクションのなかの一つとされ、NYPLの記述によれば、作者はF. W. フェアフォルトという人物で、1811年作とされている。同一タイトルの画像が、ブリティッシュ・ミュージアム（British Museum, 以下BM）のコレクション・オンラインにも存在しており、それは1917年にエセックスの男爵貴族から受け入れたものとされる（図②）。こうした風刺画は当時、上流階級の貴族が購入して、家に飾ったりして観て楽しんだものであったが、BMの記述ではこの風刺画の作者はフレデリック・クリスチャン・ルイスによる



図③

(Crais, C. and Scurry, P., *Sara Baartman and the Hottentot Venus: A Ghost Story and A Biography*, Princeton University Press: Princeton and Oxford, 2009, p. 76.)

1810年の作品とされている。ここから、NYPLのデジタル・コレクションのフェアフォルト作とされた画像はルイスの作品を挿絵として挿入したものであることが推測される。また、BM所蔵の当該風刺画はバールトマンを連れてきた一人であるカーサルによる刊行と記述されている。他方、C. クライス・P. スカーリ『サラ・バールトマンとホッテントット・ヴィーナス』（2011）に挿入された当該風刺画の出典情報にはミュージアム・アフリカ（Museum Africa、以下MA）所蔵とあり、そのキャプションにはバールトマンが著作権を保持していた可能性が示唆されている（図③）³²⁾。このように、NYPLの記述からは、バールトマンがパイプをくわえている表象が強調され、MAとBMの記述の対比からは、サラの主体

32) C. Crais and P. Scurry, *Sara Baartman and the Hottentot Venus: A Ghost Story and A Biography*, Princeton University Press: Princeton and Oxford, 2009, p. 75, 77.

性の有無も伺うことができる。

サラの身体のアーカイバル・ヒストリーに戻ろう。次にみていきたいのは、バルトマンの身体の遺物をめぐるコンティニュームである。ジョルジュ・キュヴィエはバルトマンの脳と臀部・生殖器をホルマリン漬けの瓶に保存したのだが、これはコンティニュームの第1次元における後世に遺すことを意図した archival document の生成過程としてみることができる³³⁾。次に、キュヴィエによる解剖記録への書き込みによって、バルトマンの遺物は第2次元のレコードとして捕捉される。さらに、1836年にはフレデリック・ティドマンという人物によって、人種的なヒエラルキーのもとに、サラの遺物はヨーロッパ人とオランウータンの間に位置づけられたことが知られ³⁴⁾、こうした19世紀的コンテクストのもとで人類博物館によって秩序化され（第3次元・組織化）、公開されることで、人種的な記憶が形成されていくこととなっていく（第4次元）。

また、1980年代には、古生物学者で科学史家であるスティープン・ジェイ・グールドによって、サラの生殖器が博物館の物置から再発見されている。そこでは、脳神経外科医・人類学者ポール・ブローカの脳と対照する形でサラの遺物が「組織化」され（第3次元）、グールドはその男性の脳と女性の性器という異常な秩序の存在を1982年10月号の『ナチュラル・ヒストリー』誌に発表したのであった（第4次元）³⁵⁾。このことがきっかけとなり、フェミニズム、ジェンダー、ポスト植民地主義的な視点から告発する詩（アフリカ系アメリカ人エリザベス・アレクサンダー作「ヴィーナス・ホットントット」（1990））や劇作品（スーザン・ロリ・パークス作「ヴィーナス」（1996））、ドキュメンタリ（『サラ・バルトマンの

33) アップワードのモデルでは“[archival] document”と documentの前に [archival] と括弧書きで記されているが、この表記は、「生成」次元ではあらゆる文書が対象とされ、アーカイブ的文書となるか否かの判断が下されることを示している。

34) S. Qureshi, “Displaying Sara Baartman, The ‘Hottentot Venus’”, *Hist. Sci.* xlii, 2004, 233-257.

35) スティープン・ジェイ・グールド著、新妻昭夫訳『フラミンゴの微笑 進化論の現在（下）』早川書房、2002年、82-105頁。

生涯と時代』（1998）や歴史小説（バーバラ・チェイス・リボウの小説『ホットtentott・ヴィーナス ある物語』（2003））、学術書・論文などの数多くの作品が生み出され、グローバルな集合記憶が生成されていくこととなる（第4次元）。

そして、20世紀末以降には、先住民の権利と南アフリカの新たなネーションの創造とが絡まり、新たな記憶のコンティニューアムが展開していく。発端は1995年に、コイコイ人に起源を持つと主張する集団「フリクワ民族会議」がフランス大使館に対し、パールトマンの「身体」（身体模型、骨格標本、ホルマリン漬けにされた女性器）の返還を要求したことに始まる（民族的記憶の構築）。彼らは、ネルソン・マンデラにも協力を仰ぎ、それを受けたマンデラはフランス大統領ミッテランに申し入れを行った。しかし、フランス側は、政府が博物館の独立性に介入することを禁じた国内法を盾に、返還を拒否するバリの博物館の態度を指示したのであった。こうした態度は、一つのケースを受け入れたために他の遺物返還要求へと波及していくことを危惧したためとみることができよう³⁶⁾。そして、翌年の1996年には、ケープタウンの国立美術館で「誤って形作られたもの」を意味する「ミスキャスト」展が開催され、先住民の歴史がいかに奪われてきたかを示し、彼らの歴史を復権する対抗的記憶が形成される。しかし、この試みは白人によって企画されたものであるとして、当事者の一部のコイサン人から批判されることとなった³⁷⁾。また、1999年には、自称コイコイの首長ジョセフ・リトルがナショナル・コイサン会議を結成、さらに、ナミビア近郊の部族であるコランナの人々もパールトマンへの帰属を主張するなど、多くの民族集団が自らの民族的アイデンティティの再構築の手段としてパールトマンの遺物を利用し、権利の回復を訴えていった。そし

36) Crais and Scurry, *op. cit.*, pp. 154-55; Renold, C., Chechi, A. and Renold, M-A., "Case Sara Baartman-France and South Africa", *Arthemis*, 2013, pp. 1-6; France, Loi n° 94-654 du 29 Juillet 1994 relative au don et a l'utilisation des éléments et produits du corps humain, à l'assistance médicale à la procréation et au diagnostic prénatal.

37) 永原陽子「博物館のなかの先住民」『歴史評論』(601)、2000年、66-68頁。



FIGURE 7.1. Mural of Sara Baartman. Hankey, South Africa. Photographer, Clifton Crais, 2005.

図④

(Crais, C. and Scurry, P., *Sara Baartman and the Hottentot Venus: A Ghost Story and A Biography*, Princeton University Press: Princeton and Oxford, 2009, p. 165.)

て、2002年によくフランス政府は身体返還に合意し、サラの身体はおよそ200年ぶりに南アフリカへと帰還し埋葬されることとなった³⁸⁾。墓地には、「サラ・バルトマンの眠る場所」と記されたボードが置かれ、ケープタウン出身の詩人ダイアナ・フェラスの詩が刻印され、ターボ・ムベキ大統領によって、南アフリカにおける人種的、性的差別の終焉の象徴として位置づけられたのであった。しかし、一部のコイサン系団体が、埋葬がナショナル・ウーマンズ・デイと同日にされたことに抗議するも無視され、また、コイコイが多く暮らす隣国ナミビアでは、ドイツ植民地時代の虐殺による人骨の略奪とその返還を求める返還運動が進行していたが、それには影響を与えなかったなど、南アフリカの国民的記憶という一つの解釈は、コイコイ人としての一体性ではなく、国民国家の求心力として働き、他方の解釈を忘却することを意味するものであった³⁹⁾。その一方、埋葬後数年が経った後に、ハンキーの村でバルトマンの壁画が描かれた

38) France, Loi n° 2002-323 du 6 mars 2002 relative à la restitution par la France de la dépouille mortelle de Saartjie Baartman à l' Afrique du Sud".

39) 井野瀬、前掲、483頁。

ことが知られ（図④）⁴⁰⁾、そこから、地域コミュニティにおける記憶の存在も伺うことができる。以上のように、記憶の多元化の過程は、想起と忘却、包摂と排除の契機を含んだ、記憶のポリティクスの駆け引きのプロセスとしてみるることができる。こうした多元的記憶、すなわち、第3次元のアーカイブの外部、第4次元のアーカイブズにおける、ユーザーによる資料の利活用の情報、レコードへの意味付与、解釈行為（資料の内容の解釈ではなく、アイデンティティ構築の手段としての資料の活用の来歴）も、近年のアーカイブズ学では社会的出所（Societal Provenance）として捉えられ直されてきており⁴¹⁾、多様なコンテキスト情報を記述することで資料の多元的な意味を提示することが求められてきているのである⁴²⁾。

おわりに

本稿では、南アフリカにおいて近年活発化してきている「アーカイブ」の再形成の試みに触発される形で、同地を起点として展開していった一コイコイ人女性の「身体」返還運動をめぐるアーカイバル・ヒストリーを論じてきた。それでは、最後に、この事例を踏まえて、集合記憶の制御とは何を意味するのか、資料を多元的にコンテキスト化する意義とは何か、ということについて考えてみたい。

バルトマンの「身体」をめぐるアーカイバル・ヒストリーは、その歴史的な経過のなかで、異なる諸主体によって再コンテキスト化され、集合記憶が創造、再創造されるプロセスであった。そのプロセスにおいては、

40) Crais and Scurry, *op. cit.*, p. 165.

41) T. Nesmith, "The Concept of societal provenance and records of nineteenth-century Aboriginal-European relations in Western Canada: implications for archival theory and practice", *Archival Science* 6, 2006, pp. 351-360.

42) 出来事のコンテキストと想起のプロセスを結びつけ、「記憶のコンティニューム」を記述する試みを示唆したのものとして、以下を参照。Jeanette A. Bastian, "Flowers for Homestead: A Case Study in Archives and Collective Memory", *The American Archivist* (72), pp. 113-132.

集合記憶をめぐる諸主体の記録への様々な解釈行為、さらには、記憶や歴史の解釈をめぐるせめぎ合いの諸相を読み取ることができたが、そこから明らかとなったのは、記憶の制御とは、単一の集合記憶へと収斂することや合意が形成されることではない、ということである。すなわち、対立や差異、多元性が維持され続けること、そして、そのための社会が分裂しない市民的な紐帯の存在、排除された人々を包摂するメカニズムが必要とされているように思われる⁴³⁾。

サラ・パルトマンをめぐる記憶は、南アフリカにおいて新たな国民的記憶として位置づけられて以降、急速に衰えていったといわれる。しかしながら、そうした固定化された記憶を多元化する作業、すなわち、過去を再び当事者に引き戻し、個人の記憶やコミュニティの記憶、民族や地域の記憶を新たなコンテクストとして位置づけ、記録を活性化させる作業が求められているように思われる⁴⁴⁾。そのような記憶の想起を促す試みとして、ウェブ空間を一つの記憶テキストとして捉える試みが近年いくつかみられる。その一つは、オーストラリアにおいて、幼少期に白人のミッションや孤児院で育てられた先住民や移民のために自らの個人の記録を探し出し、記録にアクセスするための手がかりと知識を提供するために構築された「ファインド・アンド・コネクト」と呼ばれるウェブ空間で⁴⁵⁾、そこには、出版物、アーカイブズ・コレクション、写真、新聞記事、博物館オブジェクト、法律、など、様々な情報が集められ、コミュニティにおける知的資源の共有、議論を促進させる場が提供されている。このサイトの特徴は、レコードの内容や出来事だけでなく、誰が作成したか、なぜ、どのようにそのレコードが作成されたか、どのように語られたか、時を通じて

43) 河野哲也『道徳を問い直す—リベラリズムと教育のゆくえ』筑摩書房、2011年、127-137頁。

44) E. Ketelaar, "Cultivating Archives: meanings and identities", *Archival Science* (12), 2012, pp. 19-33.

45) Find & Connect-History & Information about Australian orphanages, children's Homes & other institutions <http://www.findandconnect.gov.au/>

その記録はどのように保持されてきたか、といった「記録」に関連する様々なメタ情報が付与され、ある記録自体の多元的なコンテキスト情報を記述すると同時に、記録同士、記録と行為者、出来事、組織のメタ情報を多角的にリンク付けて表現している点である⁴⁶⁾。こうした重層的な記録のコンテキストによる関連づけは当事者の記憶を想起させ、語りを引き出す上で、非常に有効なものであるように思われる。

次に、ソーシャル・メディアを通じた、コミュニティ・レベルでの文化遺産への関与を促すウェブ空間である「ケテ・ホロウヘヌア」というコミュニティ・デジタル・アーカイブズを取り上げたい⁴⁷⁾。このウェブサイトでは、メンバー登録によりユーザー自らがコンテンツをアップロードでき、個々のアイテムのすべてに資料情報の記述を追加可能で、また、編集の来歴ログのプロセスも閲覧することができ、アイテムへのコメントも書き込むことができる。しかしながら、ユーザーによる自発性に依拠していることから、課題として、記述の不正確さ、十分なコンテキストの説明の欠如、出所情報の欠落などが指摘されている。他方で、地域のメンバー同士のオフラインでの交流が促進されるなど、肯定的な面もみられる⁴⁸⁾。

こうした試みから、記憶のポリティクス以後の「アーカイブ」化の意義として、記憶テキストを通じた当事者の語りの創出が促されること、また、アーカイブの来歴の複雑なプロセスと多元的な記憶のコンテキストが認識されることで、当事者が直接的な自己の視点から第三者的の市民としての視点へと視点をずらしていく可能性が指摘できよう⁴⁹⁾。記録の再コンテキスト化によって、そうした「市民」的立場による当事者間での対話が促進されることで、コミュニティの活性化と持続可能性が徐々にではある

46) G. J. McCarthy and J. Evans, "Principles for archival information services in the public domain", *Archives and Manuscripts*, 40 (1), 2012, pp. 54-67.

47) Kete Horowhenua <http://horowhenua.kete.net.nz/en/site>

48) Liew, C. L., "Participatory Cultural Heritage: A Tale of Two Institutions' Use of Social Media", *D-lib Magazine*, 20 3/4, 2014.

49) 川口茂雄『表象とアルシーヴの解釈学 リクルールと『記憶、歴史、忘却』』京都大学学術出版会、2012年、361-413頁。

が着実に生み出されていくのではないかと思われる。他方、このような持続的な対話を担保するうえで不可欠なのは何より資料の「記述の正確さ」である。資料コンテキストの多元化による「記録の活性化」は、当事者から距離をとり、かつ、アーキビストや歴史家等の専門職、そして、第三者的市民の協働による不断の検討なくしては成立しえない。記憶の制御をめぐって、いかに信頼性のあるメカニズムを構築しうるかという問題が課題として残されている。